

 草津市公報発行日 令和6年3月1日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 4 号

発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

目 次

◎ 告 示

指定管理者の指定について（公園緑地課）	1
指定管理者の指定について（公園緑地課）	1
公示送達について（税務課）	2
生活保護法第49条の規定に基づく、医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	2
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	2
令和5年度草津市一般会計補正予算の要領について（総務課）	3
草津市不法投棄監視カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱（資源循環推進課）	3

◎ 公 告

条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	4
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	7
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	7
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	7
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	8

◎ 農業委員会規程

草津市農地利用最適化推進委員選任の手続等に関する規程の一部を改正する規程	8
--------------------------------------	---

告 示

草津市告示第18号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年2月7日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称	所在地
都市公園（野村公園、弾正公園、水生植物公園みずの森、草津川跡地公園（区間2）および草津川跡地公園（区間5）を除くロクハ公園等）	草津市追分七丁目（ロクハ公園） 他62箇所
草津市立ロクハ公園駐車場	草津市追分七丁目 619番1
児童遊園	草津市渋川一丁目（渋川中央児童遊園） 他269箇所

- 2 指定管理者 草津市都市公園等指定管理共同体
- 代表団体 草津市大路二丁目1番35号
公益財団法人草津市コミュニティ事業団
理事長 辻 川 明 宏
- 構成団体 草津市青地町574番地
草津造園協同組合
代表理事 竹 村 寿 次
- 構成団体 大阪府大阪市中央区南新町二丁目3番7号
株式会社サンアメニティ大阪
代表取締役 加 藤 隆 志

- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和6年2月7日揭示済み)

草津市告示第19号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年2月7日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称	所在地
草津市水生植物公園みずの森	草津市下物町1091番地

- 2 指定管理者 近江鉄道ゆうグループ
- 代表団体 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
西武造園株式会社
代表取締役 大 嶋 聡
- 構成団体 滋賀県彦根市駅東町15番1
近江鉄道株式会社
代表取締役 飯 田 則 昭
- 構成団体 草津市下物町1091番地
一般社団法人 草津北部まちづくり協議会
代表理事 本 間 道 明
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(令和6年2月7日揭示済み)

草津市告示第20号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年2月7日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和5年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和6年2月19日に送達があったものとみなす。

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書

公示送達

連番	発送先宛名	発送先住所
1	井上 武人	東京都八王子市左入町414番地1八王子荘

（令和6年2月7日揭示済み）

草津市告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年2月7日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
アイセイハート薬局 南草津三丁目店	草津市南草津三丁目4-4	令和5年 12月1日

（令和6年2月7日揭示済み）

草津市告示第22号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年2月7日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
アイセイハート 薬局 南草津三丁目店	草津市南草津三丁目 4 - 4	令和 5 年 1 2 月 1 日

(令和 6 年 2 月 7 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 3 号

令和 6 年 1 月 2 9 日 開 会 の 草 津 市 議 会 臨 時 会 に お い て
議 決 を 経 た 令 和 5 年 度 草 津 市 一 般 会 計 補 正 予 算 の 要 領 は、
次 の と お り で あ る。

令和 6 年 2 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 予算題目一覧
- 令和 5 年度草津市一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 要領 略

(令和 6 年 2 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 4 号

草津市不法投棄監視カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 1 3 日

草津市長 橋 川 渉

草津市不法投棄監視カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市不法投棄監視カメラの設置および運用に関する要綱（平成 2 2 年草津市告示第 1 8 3 号）の一部を次の
表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 <現行どおり> (設置場所)	第 1 条～第 2 条 <省略> (設置場所等)
第 3 条 <現行どおり> <改正前を削る>	第 3 条 <省略> <u>2</u> 監視カメラの機器等の主なものは、別表のとおり とする。
第 4 条～第 1 2 条 <現行どおり>	第 4 条～第 1 2 条 <省略>

改正後	改正前								
《改正前を削る》	別表（第3条第2項関係） <table><tr><th>機器の名称</th><th>数量</th></tr><tr><td>カメラ</td><td>3</td></tr><tr><td>バッテリー</td><td>3</td></tr><tr><td>センサー</td><td>3</td></tr></table>	機器の名称	数量	カメラ	3	バッテリー	3	センサー	3
機器の名称	数量								
カメラ	3								
バッテリー	3								
センサー	3								
別記様式 《現行どおり》	別記様式 《省略》								

付 則
この要綱は、令和6年2月13日から施行する。

（令和6年2月13日揭示済み）

公 告

公 告
条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。
令和6年2月2日

草津市長 橋 川 渉

- 1 工事概要等
- (1) 契約番号 5051-121
 - (2) 工事名 新低区配水池基幹管路更新工事
 - (3) 工事場所 草津市野路東三丁目他
 - (4) 工事概要 開削工 ダクタイル鋳鉄管
 - φ400mm L = 42.36m
 - φ300mm L = 1.49m
 - φ250mm L = 6.42m
 - φ200mm L = 276.44m
 - φ150mm L = 2.50m
 - φ100mm L = 93.73m

- φ75mm L = 10.73m
消火栓 N = 1基
- (5) 工事期間 契約締結日から令和7年1月31日まで
 - 2 予定価格 158,560,000円（税抜き）
 - 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
 - 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
 - 5 入札の参加希望に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市矢橋町649番地
(株)西日本技術コンサルタント

なお、「当該受託者と資本または人事面において
関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当
する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50
を超える株式を有し、またはその出資の総額の1
00分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の
代表権を有する役員を兼ねている場合における当
該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係
る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に
必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示
第189号）に基づき、令和5年度において土木一
式工事（水道施設工事）部門に登録されている者で
あること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参
加者格付基準に基づく令和5年度の格付けにおいて、
土木一式工事（水道施設工事）部門のAランクとし
て格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を
当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねること
ができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を
有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者
証を有している者）とし、併せて監理技術者講習
修了証または監理技術者講習修了証明書を有して
いること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ
恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関
係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和6年2月2日午前9時から令和6
年3月1日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公
開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和6年2月2日午前9時から令和6
年2月16日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着
信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和6年2月21日午前9時
より、草津市電子入札システムの入札情報公開シ
ステムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けな
い。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和6年3月4日午前9時から
令和6年3月5日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出
すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に
基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、
草津市電子入札システムにより送信すること。紙入
札による場合も添付すること。添付がない場合や書
類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とす
る。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および
誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通
知書の写し

ウ 水道施設工事業に係る特定建設工事業の許可を
有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理
技士であることを証明する1級技術検定合格証明
書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者
証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修
了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講
習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者
証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日
において3か月以上の）雇用関係が確認できる資
料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和6年3月6日 午前9時30分か
ら

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることか
ら、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から
入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参
加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から

順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

1 1 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

1 2 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

1 3 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 1 4 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

- 1 5 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 1 6 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

- 1 7 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 1 8 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 1 9 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

2 0 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り

扱わない。

- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。

- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。

- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2 1 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課 電話 077-561-2307（直通）

（令和6年2月2日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 2 月 1 3 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市野路六丁目16番2-105号 西川マンション1 松尾 正臣	草津市南山田町字南平420番8 外2筆	431.29㎡	R6.2.13	1730

（令和 6 年 2 月 13 日 掲 示 済 み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 2 月 1 5 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市下戸山1160番地3（V-202号）カーザミア 山田 龍長	草津市山寺町字谷田441番7	165.02㎡	R6.2.15	1731

（令和 6 年 2 月 15 日 掲 示 済 み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 2 月 1 5 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市糺三丁目6番14-301号 ベルドミール栗東 片岡 駿平、片岡 瑞紀	草津市山寺町字谷田441番8	165.02㎡	R6.2.15	1732

(令和6年2月15日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年2月15日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市矢橋町394番地 株式会社 滋賀総合開発 代表取締役 尾崎 則仁 東京都台東区上野五丁目8番5号 イー・プレイス株式会社 代表取締役 富岡 純一	草津市山寺町字北谷338番5の一部	2,051.51㎡	R6.2.15	1733

(令和6年2月15日揭示済み)

農業委員会規程

草津市農地利用最適化推進委員選任の手続等に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年2月10日

草津市農業委員会 会長 中瀬 康夫

草津市農業委員会規程第1号

草津市農地利用最適化推進委員選任の手続等に関する規程の一部を改正する規程

草津市農地利用最適化推進委員選任の手続等に関する規程（平成29年草津市農業委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第 1 条～第 1 4 条　《現行どおり》 別表（第 2 条第 2 項関係）			第 1 条～第 1 4 条　《省略》 別表（第 2 条第 2 項関係）		
区域名	区域の詳細	人数	区域名	区域の詳細	人数
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
老上区域	野路町、野路一丁目～九丁目、野路東一丁目～七丁目、桜ヶ丘一丁目～五丁目、南草津一丁目～五丁目、 <u>南草津プリムタウン一丁目～四丁目</u> 、南笠町、南笠東一丁目～四丁目、笠山一丁目～八丁目、新浜町、矢橋町、橋岡町	2	老上区域	野路町、野路一丁目～九丁目、野路東一丁目～七丁目、桜ヶ丘一丁目～五丁目、南草津一丁目～五丁目、南笠町、南笠東一丁目～四丁目、笠山一丁目～八丁目、新浜町、矢橋町、橋岡町	2
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
備考　《現行どおり》			備考　《省略》		

付 則
この規程は、令和 6 年 2 月 1 0 日から施行する。

(令和 6 年 2 月 10 日 掲 示 済 み)